

様式集

（イメージ）

様式1（公益信託認可申請書類）.....	1
様式2（事業計画書等の提出書類）	21
様式3（信託概況報告等の提出書類）.....	24

様式1
(公益信託認可申請時書類)

- ① 公益信託認可申請書
(公益信託規則第2条第1項(公益信託法第7条で提出が求められる書類))

- ② 公益信託の基本情報
(公益信託法第7条第2項第1号、第2号)

- ③ 公益事務の種類及び内容
(公益信託法第7条第2項第4号)

- ④ 別表A 中期的収支均衡
(公益信託規則第2条第3項第3号(公益信託法第8条第6号等に適合することを説明した書類))

- ⑤ 別表B 公益事務割合
(公益信託規則第2条第3項第3号(公益信託法第8条第9号等に適合することを説明した書類))

- ⑥ 別表C 用途不特定財産
(公益信託規則第2条第3項第3号(公益信託法第8条第10号等に適合することを説明した書類))

- ⑦ 受託者の組織について
(公益信託規則第2条第3項第3号(公益信託法第8条第2号に適合することを説明した書類))

- ⑧ 信託財産における株式等の状況
(公益信託規則第2条第3項第3号(公益信託法第8条第6号、第12号に適合することを説明した書類))

- ⑨ 公益事務を行うのに必要な経理的基礎
(公益信託法第7条第3項第4号)

- ⑩ 確認書
(公益信託規則第2条第3項第4号から第6号(公益信託法第9条各号(第1号ロを除く))に該当しないことを説明した書類))

- ⑪ 承諾書
(公益信託規則第2条第3項第8号)

令和〇年〇月〇日

内閣総理大臣

●● ●●

殿

公益信託の名称

公益信託〇〇基金

受託者の氏名又は名称

□□ □□

受託者の代表者の氏名

△△ △△

公益信託認可申請書

公益信託に関する法律第 7 条第 1 項に規定する公益信託認可を受けたいので、同条第 2 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 受託者の住所又は主たる事務所の所在地
様式 1・②のとおり
- 2 信託管理人の氏名又は名称及び代表者の氏名
様式 1・②のとおり
- 3 信託管理人の住所又は主たる事務所の所在地
「公益信託〇〇基金信託契約書」のとおり
- 4 公益事務を行う都道府県の区域
「公益信託〇〇基金信託契約書」のとおり
- 5 公益事務の種類及び内容
様式 1・③のとおり
- 6 その他公益信託に係る信託行為の内容に関する事項
「公益信託〇〇基金信託契約書」のとおり

信託事務年度	自	〇〇	公益信託コード	〇〇
	至	〇〇	公益信託の名称	公益信託〇〇基金

公益信託の基本情報について

公益信託に関する事項				
フリガナ	コウエキシンタクマルマルキキン			
公益信託の名称	公益信託〇〇基金			
公益事務を行う区域	〇〇県			
公益事務の概要				
信託事務年度	4 月	1 日～	3 月	31 日
特定資産公益信託の該当の有無	有			
ホームページアドレス				
受託者に関する事項				
氏名(名称)	□□ □□			
住所 (主たる事務所の所在地)	郵便番号	都道府県名	市区町村・丁番地等	補足住所
	111-2222	東京都	港区虎ノ門3-5-1	虎ノ門37ビル12F
代表者の氏名	△△ △△			
代表電話番号	00-0000-0000	内線(担当連絡先)		
代表電子メールアドレス	daihyo@mail			
ホームページアドレス				
信託管理人に関する事項				
氏名(名称)				

【その他の受託者又は信託管理人】

受託者に関する事項				
氏名(名称)				
住所 (主たる事務所の所在地)	郵便番号	都道府県名	市区町村・丁番地等	補足住所
代表者の氏名				
代表電話番号		内線(担当連絡先)		
代表電子メールアドレス				
ホームページアドレス				
信託管理人に関する事項				
氏名(名称)				

信託事務年度	自	〇〇	公益信託コード	〇〇
	至	〇〇	公益信託の名称	公益信託〇〇基金

公益事務の種類及び内容について

(事務単位ごとに作成してください。)

事務番号	公益事務名等

1. 公益事務の種類(別表該当性)＜申請書記載事項:記載内容の変更には、原則、変更認可申請が必要です。＞

信託行為上の根拠	
事務の種類 (別表の号)	(本事務が、左欄に記載した公益事務の種類に該当すると考える理由を記載してください。)

2. 公益事務の内容 ＜申請書記載事項:記載内容の変更には、原則、変更認可申請が必要です。＞

(1) 公益事務の目的 (2) 公益事務の概要 (3) 受益の機会 (4) 受益対象者の義務・受益の条件 (5) 公益事務の合目的性の確保の取組 (6) その他	
--	--

(注1) 公益事務の内容については、ガイドライン第2章第2(申請書記載事項)に沿って記載してください。

3. 事務の公益性に関する説明

(本公益事務が公益目的及び不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください(注2)。)			
(下欄事務区分欄から、信託の事務に該当の区分を選択してください。事務区分ごとのチェックポイントがその横に表示されます。該当する事務区分がないと考える場合には、最後の(20)「19事務区分非該当」を選択してください。)		チェックポイントに該当する旨の説明	
		(左欄に表示されたチェックポイントに対して、できるだけ対応するように、どのように事務を行うのかがわかるように記載してください。)	その他説明事項
事務区分	区分ごとのチェックポイント		

(注2) 必要に応じ、事業計画等の記載を参照して、公益信託ガイドライン第2章第2(申請書記載事項)を参考に記載してください。

4. 本公益事務を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について(注3)

許認可等の名称	根拠法令	許認可等行政機関

(注3) 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください(公益信託法第7条第3項第3号)。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。

公益信託規則第17条等(公益信託法第8条第8号等に適合することを説明した書類)

【別表A(中期均衡の計算)】

公益信託事務に係る収支見込み

公益信託事務に係る収入と費用を比較します。

		収入	費用		
損益計算書(指定純資産に係るものを除く)の経常収益、経常費用		円	円		
減価償却費に係る調整(経常費用の控除対象)		円	円	収入≧費用	収入<費用
公益充実資金の積立額を「費用」欄に記載)		円	円	年度剰余額 (収入－費用)	年度欠損額 (費用－収入)
合計		0 円	0 円	A 0 円	B 0 円

年度剰余額の発生が見込まれる場合や認可後5年間で剰余額が発生する見込みがある場合には、その解消見込み(公益信託事務の規模拡大、公益目的保有財産の取得予定等)を記載

公益充実資金の詳細

積立見込額	今期末残高	積立限度額		
0 円	円	円		
各資金の明細(名称)	実施時期(年度)	所要額	備考	積立内訳※
A(5周年事業)	費用	円		円
B(施設改修)	資産	円		円
C(学術集会)	費用	円		円
		円		円

※ 公益実施費用額に算入

費用												
特定の事務又は資産取得等の名称	A(5周年事業)											
当該公益充実活動等の内容 ※直近数年以内ではない将来に向けた積立ての場合、その詳細を記載												
計画期間(目的設定～実施)	西暦		年		月	～		年		月	月数 (0 月)	
所要額の算定根拠												

資産												
特定の事務又は資産取得等の名称	B(施設改修)											
当該公益充実活動等の内容 ※直近数年以内ではない将来に向けた積立ての場合、その詳細を記載												
計画期間(目的設定～実施)	西暦		年		月	～		年		月	月数 (0 月)	
所要額の算定根拠												

費用												
特定の事務又は資産取得等の名称	C(学術集会)											
当該公益充実活動等の内容 ※直近数年以内ではない将来に向けた積立ての場合、その詳細を記載												
計画期間(目的設定～実施)	西暦		年		月	～		年		月	月数 (0 月)	
所要額の算定根拠												

公益信託規則第24条等(公益信託法第8条第9号に適合することを説明した書類)

【別表B(1)(公益事務割合の算定総括表)】

(公益信託法第8条第9号に定められた公益事務割合について審査します。)

公益事務割合 の 算 定			
公益事務実施費用額(12欄より)		1	円
公益事務実施費用額+公益信託管理費用額 (12、30欄の合計)		2	円
公益事務割合(1欄÷2欄)		3	%

公益事務実施費用額 の 計 算			
公益事務実施に係る事務費の額		4	円
調 整 額	土地の使用に係る費用額※	5	円
	融資に係る費用額※	6	円
	無償の役務の提供等に係る費用額※	7	円
	公益充実資金積立額	8	円
	公益充実資金取崩額 (公益目的保有財産の取得又は改良に充てた額を除く) 認可申請時には記載なし	9	円
	引当金の取崩額(認可申請時には記載なし)	10	円
	財産の譲渡損等	11	円
公益事務実施費用額(4欄～11欄 合計額)		12	円

公益信託管理費用額 の 計 算			
管理費の額		13	円
調 整 額	土地の使用に係る費用額※	14	円
	融資に係る費用額※	15	円
	無償の役務の提供等に係る費用額※	16	円
	公益充実資金積立額	17	円
	公益充実資金取崩額 (公益目的保有財産の取得又は改良に充てた額を除く) 認可申請時には記載なし	18	円
	引当金の取崩額(認可申請時には記載なし)	19	円
	財産の譲渡損等	20	円
管理運営費用額(13欄～20欄 合計額)		21	円

※…これらは調整額として算入するか否かが任意であり、一度参入とした場合には原則それ以降の信託事務年度においても算入すること。

【別表B(2) 土地の使用に係る費用額の算定】

（公益信託法第8条第9号に定められた公益事務割合の計算に必要な、土地の使用に係る費用額の算定に用います。
 該当する土地が複数ある場合は、各種数値を記載する項目については全ての土地の合計値で記載してください）

土地の所在地 (複数ある場合は全て記載)	1				
面積	2	㎡	帳簿価額	3	円
1年度間の土地賃料相当額	4	円	土地の使用に当たり負担した 費用額(固定資産税額等)	5	円
			事業費に算入すべきみなし費用額合計 (4欄－5欄)	6	0 円
土地の賃料相当額 (4欄)の算定根拠	7				
		詳細資料の有無			
土地の使用に当たり負担した費 用額(5欄)の内容と算定根拠	8				
		詳細資料の有無			
9. 算入対象となる公益信託事務における土地使用方法、配賦額					
公益信託事務の内容及び土地使用方法				配賦額	
					円
					円
土地の賃料相当額の配賦計算 内訳	10				
		詳細資料の有無			

【別表B(3)融資に係る費用額の算定】

(公益信託法第8条第9号に定められた公益目的事業比率の計算に必要な、融資に係る費用額の計算に用います。)

公益信託事務の内容	1			
貸付の内容	2			
貸付利率	3			
借入れをして調達した場合の利率	4			
費用額に算入する額(6欄)の算定根拠	5			
		詳細資料の有無		
費用額に算入する額	6	円		

公益信託規則第24条等(公益信託法第8条第9号に適合することを説明した書類)

【別表B(4)無償の役務の提供等に係る費用額の算定】

(公益信託法第8条第9号に定められた公益事務割合の計算に必要な、無償の役務提供等に係る費用額の算定に用います。
該当する役務提供があれば、それら全てについて記載してください。)

役務提供等の名称	1				
役務提供等の内容	2				
役務提供等を受ける場所	3				
役務の提供があった事実を証する方法	4				
必要対価の額(役務提供の対価額)	5	円	支払対価の額(役務提供に対し実際に支払う額)	6	円
費用額に算入する総額(5欄－6欄)	7	0 円			
必要対価の額(5欄)の算定根拠(役務提供の延べ日数や、延べ人数、単価等の算定根拠を、詳しく記載してください。)	8				
		詳細情報の有無			
支払対価の額(6欄)の内容と算定根拠	9				
		詳細情報の有無			
10. 算入対象となる事業と配賦額					
公益信託事務の実施に対し、この役務の提供等が不可欠である理由を説明してください。				配賦額	
				円	
				円	
各事業の費用額への配賦(10欄)計算内訳	11				
		詳細情報の有無			

【別表B(5)(公益事務割合に係る計算表)】

各会計区分別に経常費用の形態別分類別(中科目別)の費用額を記載してください。

各公益信託事務別(公1、公2)や科目を細分化した記載も構いません。

なお、配賦の判断が困難であるような費用については、全額管理費計上することが出来ます。

(単位:円)

	事業費	管理費	合計	配賦基準
受託者の信託報酬/信託管理人報酬			0	配賦基準:
旅費交通費			0	配賦基準:
会場貸借料			0	配賦基準:
通信運搬費			0	配賦基準:
減価償却費			0	配賦基準:
消耗品費			0	配賦基準:
光熱水料費			0	配賦基準:
賃借料			0	配賦基準:
支払助成金			0	配賦基準:
委託費			0	配賦基準:
雑費			0	配賦基準:
合計	0	0	0	

公益信託規則第34条等（公益信託法第8条第10号等に適合することを説明した書類）

【別表C(1)（使途不特定財産額の保有制限の判定）】

この様式では、使途不特定財産額が、使途不特定財産額の保有上限額を超えていないことを確認します。
使途不特定財産額は、以下の計算により算定します。

使途不特定財産額＝総資産－（負債＋（控除対象財産の額－控除対象財産の対応負債額※）－予備財産額

※対応負債の額とは、控除対象財産に直接対応する負債の額とその他の負債のうち控除対象財産に按分された負債の合計額です。
なお、控除対象財産から対応負債の額を控除するのは、借入金等によって資産を取得している場合には、負債が二重で減算される
ことになってしまうためです。

1. 使途不特定財産額の計算に必要な数値の作成（下記3. 及び4. に必要な数値を作成します。）

資産の部			負債の部		
控除対象財産の額 (C(2)控除対象財産の額(A～Cの合計)から転記)	1	円	控除対象財産に直接対応する負債の額	5	円
流動資産(控除対象財産以外)の額	2	円	流動資産(控除対象財産以外)に直接対応する負債の額	6	円
固定資産(控除対象財産以外)の額	3	円	固定資産(控除対象財産以外)に直接対応する負債の額	7	円
			引当金勘定の合計額	8	円
			その他負債(各資産に直接対応しない負債)の額	9	円
			負債の合計額	10	円
純資産の部					
指定純資産の額	11	円			
一般純資産の額	12	円			
資産計	4	円	負債の部及び純資産の部合計	13	円

2. 使途不特定財産額の保有上限額（＝公益信託事務の実施に要した費用の額に準ずる額）の計算

上限額の見込み(18欄－21欄)	14	円			
収支予算書上の合計費用の額	15	円	収支予算書上の財産の譲渡損、評価損等の額	19	円
公益充実資金の積立額(事業実施のための積立のみ)	16	円			円
商品等の原価を予め費用計上していない場合のみ 商品等譲渡に係る原価相当額	17	円			円
計	18	円	控除額計	21	円

3. 使途不特定財産額の計算

資産 4欄	23	円	控除対象財産の額 1欄	26	円
負債 10欄	24	円	対応負債の額 39欄	27	円
			予備財産額	28	円
			使途不特定財産額 23欄-24欄-25欄-26欄+27欄-28欄 (0以下の場合0)	29	円

4. 控除対象財産に対応負債の額の計算（次の2つの方法のうちいずれかをリストから選択してください。）

公益信託規則第36条第6項の方法			公益信託規則第36条第7項の方法		
控除対象財産の額 1欄	31	円	控除対象財産の額 1欄	31	円
控除対象財産に直接対応する負債の額 5欄	32	円			
指定純資産の額 12欄	33	円	指定純資産の額 12欄	33	円
31欄-32欄-33欄	34	円	31欄-33欄	34	円
引当金勘定の合計額 8欄	35	円	引当金勘定の合計額 8欄	35	円
各資産に直接対応する負債の額 5欄+6欄+7欄	36	円			
その他負債の額 9欄(10欄-35欄-36欄と同額)	37	円	その他負債の額 10欄-35欄	37	円
一般純資産の額	38	円	一般純資産の額	38	円
対応負債の額 32欄+34欄×37欄/(37欄+38欄)	39	円	対応負債の額 34欄×37欄/(37欄+38欄)	39	円

【判定結果】

使途不特定財産額の保有上限額 15欄	40	円
使途不特定財産額 30欄	41	円
使途不特定財産額の保有上限額の超過の有無	42	適合

<欄外> 公益信託事務年度が1年でない場合の第40欄の記入欄

使途不特定財産額の保有上限額	40	円
----------------	----	---

【別表C(2)(控除対象財産)】

1. 公益目的保有財産(継続して公益信託事務の用に供する財産)

番号	財産の名称	場所	財産の使用状況 (概要、使用面積、使用状況等)	帳簿価額					取得時期	公益充実資金の取り崩し又は 剰余額の解消策に充てた額の 管理(※)
		面積、構造、物量等		前期末	当期減少額	当期増加額	評価差額	期末		
				円	円	円	円	円		
				円	円	円	円	円		
計(A)				円	円	円	円	円		

(※) 公益目的保有財産のうち、公益充実資金の取り崩し又は中期的収支均衡における解消策として取得したものがあ場合には、公益充実資金の取り崩し又は解消額とした額を明らかにする必要があります。

2. 公益充実資金(Aシートから転記)

帳簿価額				
前期末	取崩額	積立額	評価差額	期末(C)
円	円	円	円	円

3. 指定寄附資金(交付者の定めた使途に充てるために保有している財産)

番号	資金の名称	交付者の定めた使途	帳簿価額				
			前期末	当期減少額	当期増加額	評価差額	期末
			円	円	円	円	円
			円	円	円	円	円
計(F)			円	円	円	円	円

—

控除対象財産の額(A～Fの合計)	前期末	期末
	円	円

＜参考値＞

公益事務の1から3の財産の合計額	期末
	円

【別表C(3)(公益信託事務継続予備財産)】

公益信託事務継続予備財産を保有する場合には、以下の事項について記載ください。

①保有の必要性		公益信託事務継続予備財産を保有する必要性を記載ください。以下の i ～ iv の観点からの説明が考えられます。 i 公益信託の事務内容、ii 信託財産及び収支の状況、iii 災害その他の予見し難い事由の発生により想定される公益信託事務の継続が困難となる事態、iv 不測の事態に備えた平時の取組		
②限度額		円	上記①の必要性に基づき必要となる金額とその理由・根拠を記載ください。	
③公益信託事務継続予備財産		使途不特定財産額から控除される予備財産額は、「上記②限度額」又は「使途の定まっていない公益信託財産(対応する負債を除く)の額」のいずれも超えることはできません。		
②限度額		使途の定まっていない公益信託財産(対応する負債を除く)の額(※)		公益信託事務継続予備財産
円		円	⇒	円

受託者の組織について
(公益信託規則第2条第3項第3号(公益信託法第8条第2号に適合することを説明した書類))

(1) 役員に関する状況

ア 理事、取締役、執行役、業務を執行する役員又はこれらに準ずる者

役職	フリガナ(姓/名)		氏名(姓/名)		常勤 非常勤	生年月日	性別	住所		
								郵便番号	都道府県	市区町村・丁番地等

イ 監事、監査役又はこれらに準ずる者

役職	フリガナ(姓/名)		氏名(姓/名)		常勤 非常勤	生年月日	性別	住所		
								郵便番号	都道府県	市区町村・丁番地等

ウ その他

役職	フリガナ(姓/名)		氏名(姓/名)		常勤 非常勤	生年月日	性別	住所		
								郵便番号	都道府県	市区町村・丁番地等

(2) 職員(従業員)の数

職員(従業員)の 数	人	うち常勤	人
---------------	---	------	---

(3) 職業に関する事項

(4) 公益信託事務に従事する体制(人員数等)

(5) 備考

(注1) (2)は、人数が100人を超える場合は、概数で記載しても差し支えありません。

(注2) 受託者が法人その他の団体である場合には、(3)は記入不要です。
受託者が個人である場合には、(1)及び(2)は記入不要です。

信託事務年度	自	〇〇	公益信託コード	〇〇
	至	〇〇	公益信託の名称	公益信託〇〇基金

信託財産における株式等の状況(他の団体の意思決定に関与することができる財産の有無)
(公益信託規則第2条第3項第3号(公益信託法第8条第6号、第12号に適合することを説明した書類))

信託財産に他の団体の意思決定に関与することができる株式その他の認定法施行規則第6条で定める財産が属しているかについて、その有無、属している場合には、その内容を記載してください。

なお、上場企業の株式であって、当該企業の株式等の5%を超えない範囲で保有するものについては、記載を不要とします。

有無			
他の団体の意思決定に関与することができる財産の内容		当該他の団体の主な業務の内容(注1)	議決権の割合(注2)
他の団体の名称	財産の名称		
			%
			%

(注1) 上場企業については、当該企業の業務の内容については記載不要です。

(注2) 正確な数字を把握していない場合には、概数を記載してください。

信託事務年度	自	〇〇	公益信託コード	〇〇
	至	〇〇	公益信託の名称	公益信託〇〇基金

公益事務を行うのに必要な経理的基礎 (公益信託法第7条第3項第4号)

1. 信託財産の確保

〔1〕寄附金収入等(注1)がある場合の収入見積りの適切性

(1) 寄附金(追加信託を含む)受け入れを予定している場合

寄附金収入の額	円
---------	---

寄附金収入のうち、大口拠出者上位5者までの氏名又は名称及び寄附金の額について、記載してください。

順位	大口拠出者の氏名又は名称	寄附金の額
		円
		円
		円
		円
		円

(2) 借入れの予定がある場合(注2)

借入れ予定の額	円
---------	---

借入れの計画について、記載してください。

借入れ先	借入れ予定の額	借入れ予定の時期	借入れの目的及び返済計画
	円		
	円		

2. 情報開示の適正性

公益信託の規模に応じて、次の(1)から(3)までのいずれかを選択して記載してください。

(1) 費用の額又は収益の額が1億円以上で、信託管理人が公認会計士若しくは税理士又は法人(注3)である場合	当該公認会計士又は税理士の氏名	
	公認会計士・税理士の別	
	経理事務に従事等した経験を有する者の経理事務経験について右欄に記載してください。	
(2) 費用及び損失の額又は収益の額が1億円未満の場合	経理事務に従事等した経験を有する者の経理事務経験について右欄に記載してください。	
(3) (1)又は(2)以外の場合	公認会計士、税理士又はその他の経理事務の精通者による関与について説明してください。	

注1 申請書に添付した収支予算書の期首から期末までの間に寄附金収入がある場合には寄附金の大口拠出上位5者までの見込み、借入れの予定があればその計画について記載してください。

注2 複数の借入れ予定がある場合には、借入れ先ごとに記載してください。

注3 計算書類の承認に当たり、税理士又は公認会計士がチェックすることが確保されている法人に限ります。

注4 その他経理的基礎を明らかにする書類として、経理規程等(不適正な経理処理や財産管理を防止するためのルール)を添付してください。

信託事務年度	自	〇〇	公益信託コード	〇〇
	至	〇〇	公益信託の名称	公益信託〇〇基金

確 認 書

内閣総理大臣

●● ●● 殿

受託者の氏名
又は名称 □□ □□

受託者の代表
者の氏名 △△ △△

公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 3 0 号。以下、「公益信託法」という。）第 7 条第 1 項の認可の申請をするに際し、受託者は下記 1 から下記 4 までのいずれの事項にも該当しないことを確認しました。

記

- 1 公益信託法第 9 条第 1 号イ及び第 2 号に規定する欠格事由
- 2 公益信託法第 9 条第 3 号及び第 4 号に規定する欠格事由
- 3 公益信託法第 9 条第 5 号に規定する欠格事由
- 4 公益信託法第 9 条第 6 号に規定する欠格事由

☐ : 確認しました

確認書の提出に当たっての注意事項

確認書に係る欠格事由の関連条文及びその内容は下記のとおりです。
確認書の提出に当たっては、下記の欠格事由に該当しないことを必ず確認してください。

記

1 受託者の欠格事由（公益信託法第9条第1号イ、第2号）

受託者のうちに、次のいずれかに該当する者がいる。

- (1) 公益事務を行うに当たり法令上必要となる行政機関の許認可等を受けることができない者
- (2) 受託者（法人である場合にあっては、その業務を行う理事等（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。））のうちに、次のいずれかに該当する者がいる。

ア 公益信託認可を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実について責任を有する受託者又は信託管理人であった者（法人である場合にあっては、取消しの処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその業務を行う理事等であった者）でその取消しの日から5年を経過しない者

イ 次の事由により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

- ① 公益信託法の規定に違反したこと
- ② 信託法の規定に違反したこと
- ③ 担保付社債信託法（明治38年法律第52号）の規定に違反したこと
- ④ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号）の規定に違反したこと
- ⑤ 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）の規定（同法第三編に規定する投資法人制度に係るものを除く。）に違反したこと
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の規定（同法第32条の3第7項及び第32条の11第1項の規定を除く。）に違反したこと
- ⑦ 資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）の規定（同法第2編に規定する特定目的会社制度に係るものを除く。）に違反したこと
- ⑧ 著作権等管理事業法（平成12年法律第131号）の規定（同法第2条第1項第2号に規定する委任契約に係るものを除く。）に違反したこと
- ⑨ 信託業法（平成16年法律第154号）の規定に違反したこと
- ⑩ 刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2第1項、第222条又は第247条の罪を犯したこと
- ⑪ 暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）第1条、第2条又は第3条の罪を犯したこと
- ⑫ 国税又は地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税又は地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとするに關する罪を定めた規定に違反したこと

ウ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下単に「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

2 信託管理人の欠格事由（公益信託法第9条第3号、第4号）

信託管理人のうちに、次のいずれかに該当する者がいる。

- (1) 当該公益信託の受託者の親族、使用人その他受託者と特別の関係がある者又は当該公益信託の委託者若しくは委託者の親族、使用人その他委託者と特別の関係がある者（特別の関係がある者としてガイドライン第3章第2(2)で定めるものをいう。）
- (2) 信託管理人（法人である場合にあっては、その業務を行う理事等）のうちに、上記1(2)アからエまで（イにあっては、国税等関係規定に係る部分を除く。）のいずれかに該当する者

3 信託行為又は事業計画書の内容の法令等違反（公益信託法第9条第5号）

信託行為又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づく行政機関の処分に違反している。

4 暴力団員等による公益信託事務の支配（公益信託法第9条第6号）

暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者がその公益信託事務を支配している。

承 諾 書

私は、受託者である〇〇から、以下の事項その他信託契約書並びに公益信託認可の申請書及びその添付書類の内容に関する説明を受け、自らの希望に沿った公益信託であることを確認しましたので、受託者が公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 30 号）第 7 条第 2 項の規定による公益信託認可の申請書を行政庁に提出することについて承諾します。

- ☐ 信託契約書の各項目を記載する趣旨
- ☐ 公益信託の目的及び公益事務の内容
- ☐ 公益信託事務の実施
- ☐ 公益事務の実施に係る受託者の能力
- ☐ 受託者が公益信託事務として行う業務内容、当該業務に通常必要となる費用及び信託報酬の額
- ☐ 公益信託に関する委託者の権限（個別の意思決定には、委託者は、原則として関与できず、受託者及び信託管理人の判断で運用されること）
- ☐ 公益信託が成立した後は、信託財産が委託者に戻ることはないこと
- ☐ 公益信託において、委託者及びその親族等に対する特別の利益の供与は禁じられていること
- ☐ 信託行為の内容を証する書面における委託者の住所については、非開示とすること

令和 年 月 日

委託者（住所）
（氏名）

（注 1）□欄にチェックをする。

（注 2）住所・氏名は、自署又は記名する。

様式2 (事業計画書等の提出書類)

- ① 事業計画書等に係る提出書
(公益信託規則第48条)
- ② 資金調達及び設備投資の見込みについて
(公益信託規則第39条第1項第3号)
- ③ 信託事務年度開始日における公益事務の種類及び内容並びに公益信託に係る信託行為の内容に関する事項(※)

※ 様式1・③と同一の書類

公益信託コード	〇〇
---------	----

令和〇年〇月〇日

内閣総理大臣

●● ●●

殿

公益信託の名称

公益信託〇〇基金

受託者の氏名又は名称

□□ □□

受託者の代表者の氏名

△△ △△

事業計画書等に係る提出書

下記に掲げる事業計画書等について、公益信託に関する法律第21条第1項の規定により、提出します。

記

- 1 事業計画書
- 2 収支予算書
- 3 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
- 4 信託事務年度開始の日における公益信託に関する法律第7条第2項第4号及び第5号に掲げる事項（第5号にあっては、受託者及び信託管理人に関する事項に限る。）を記載した書類（直近提出書類より変更なし□）
- 5 1及び2に掲げる書類について信託管理人の承認を受けたことを証する書類

信託事 務年度	自	〇〇	公益信託 コード	〇〇
	至	〇〇	公益信託の 名称	公益信託〇〇基金

資金調達及び設備投資の見込みについて
(公益信託規則第39条第1項第3号)

(1) 資金調達の見込みについて

当期中における借入れの予定の有無を記載し、借入れ予定がある場合は、その借入先等を記載してください。

借入れの予定				
事務 区分	番号	借入先	金額	使 途
			円	
			円	

(2) 設備投資の見込みについて

当期中における重要な設備投資(除却又は売却を含む。)の予定の有無を記載し、設備投資の予定がある場合には、その内容等を記載してください。

設備投資の予定				
事務 区分	番号	設備投資の内容	支出又は収入の 予定額	資金調達方法 又は取得資金の使途
			円	
			円	

様式3
(信託概況報告等の提出書類)

- ① 財産目録等に係る提出書
(公益信託規則第49条)
- ② 受託者に関する重要な事項
(公益信託規則第40条第1項第1号)
- ③ 公益信託事務に関する重要な事項
(公益信託規則第40条第1項第2号)
- ④ 別表A 中期的収支均衡
(公益信託規則第40条第1項第3号及び第6号)
- ⑤ 別表B 公益事務割合
(公益信託規則第40条第1項第4号)
- ⑥ 別表C 使途不特定財産
(公益信託規則第40条第1項第5号等)
- ⑦ 受託者等名簿
(公益信託法第20条第2項第2号等 関係)

令和〇年〇月〇日

内閣総理大臣

●● ●●

殿

公益信託の名称

公益信託〇〇基金

受託者の氏名又は名称

□□ □□

受託者の代表者の氏名

△△ △△

財産目録等に係る提出書

下記に掲げる財産目録等について、公益信託に関する法律第21条第1項の規定により、提出します。

記

- 1 信託財産に係る財産目録
- 2 受託者等名簿（直近提出書類より変更なし□）
- 3 公益信託報酬の支払基準を記載した書類（直近提出書類より変更なし□）
- 4 信託法第37条第1項に規定する信託財産に係る帳簿等
- 5 信託法第37条第2項に規定する貸借対照表等
- 6 公益信託に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第40条第1項第1号に掲げる書類
- 7 規則第40条第1項第2号に掲げる書類
- 8 規則第40条第1項第3号から第8号までに掲げる書類
- 9 規則第49条第1項第1号に掲げる書類
- 10 規則第49条第1項第2号に掲げる書類
- 11 規則第49条第1項第3号に掲げる書類

（備考）

- ・ 2 及び 3 については、直近行政庁に提出した書類から記載事項に変更がない場合、チェックボックスを黒とすることで別途の提出は不要とする。
- ・ 8 は、公益信託に関する法律第8条柱書に規定する特定資産公益信託については、除く。

受託者に関する重要な事項
(公益信託規則第40条第1項第1号イ、ハ、ホ等 関係)

(1) 役員に関する状況

ア 理事、取締役、執行役、業務を執行する役員又はこれらに準ずる者

役職	フリガナ(姓/名)		氏名(姓/名)		常勤 非常勤	生年月日	性別	住所		
								郵便番号	都道府県	市区町村・丁番地等

イ 監事、監査役又はこれらに準ずる者

役職	フリガナ(姓/名)		氏名(姓/名)		常勤 非常勤	生年月日	性別	住所		
								郵便番号	都道府県	市区町村・丁番地等

ウ その他

役職	フリガナ(姓/名)		氏名(姓/名)		常勤 非常勤	生年月日	性別	住所		
								郵便番号	都道府県	市区町村・丁番地等

(2) 職員(従業員)の数

職員(従業員)の 数	人	うち常勤	人
---------------	---	------	---

(3) 職業に関する事項

--

(4) 備考

--

注1 (2)は、人数が100人を超える場合は、概数で記載しても差し支えありません。

注2 受託者が個人である場合には、(1)及び(2)は記入不要です。

信託事務年度	自		公益信託コード	
	至		公益信託の名称	

公益信託事務に関する重要な事項
(公益信託規則第40条第1項第2号 関係)

(1) 寄附を受けた財産の額

寄附を受けた財産の額	円	うち個人から	円
		うち法人から	円

(2) 金融資産の運用収入の額

金融資産の運用収入の額	円
-------------	---

(3) 資産、負債及び期末純資産の額

資産額	円	負債額	円
		期末純資産額	円

(4) 他の団体の意思決定に関与することができる財産保有の有無

保有の有無			
他の団体の意思決定に関与することができる財産の内容		当該他の団体の主な業務の内容	議決権の割合 (注)
他の団体の名称	財産の名称		
			%
			%

※ 上場企業の株式であって、当該企業の株式等の5%を超えない範囲で保有するものについては、記載を不要とします。

また、上場企業については、当該企業の業務の内容について省略して差し支えありません。

(注) 正確な数字を把握していない場合には、概数を記載してください。

(5) 関連当事者との取引に関する事項及びその明細

関連当事者との取引の有無	
--------------	--

※ 関連当事者との取引がある場合には、財務諸表に注記されます。

(6) 海外への送金に関する事項

海外送金等取引の有無		リスク軽減策の有無	
------------	--	-----------	--

公益信託規則第17条等(公益信託法第8条第8号等に適合することを説明した書類)

【別表A(中期均衡の計算)】

公益信託事務に係る収支見込み

公益信託事務に係る収入と費用を比較します。

		収入	費用		
損益計算書(指定純資産に係るものを除く)の経常収益、経常費用		円	円		
減価償却費に係る調整(経常費用の控除対象)		円	円	収入≧費用	収入<費用
公益充実資金の積立額を「費用」欄に記載)		円	円	年度剰余額 (収入-費用)	年度欠損額 (費用-収入)
合計		0 円	0 円	A 0 円	B 0 円

年度剰余額の発生が見込まれる場合や認可後5年間で剰余額が発生する見込みがある場合には、その解消見込み(公益信託事務の規模拡大、公益目的保有財産の取得予定等)を記載

公益充実資金の詳細

1. 公益充実資金の前年度末明細

公益充実資金の前年度末値を確認します(公益信託の認可を受けた年度の場合は、前年度末明細はありませんので記載不要です)。

前年度末					
各資金の明細		実施時期(年度)	所要額	残高	
			円		円
			円		円
			円		円
			円		円

2. 公益充実資金の本年度末明細

公益充実資金の本年度末値を確認します。

当該信託事務年度開始日(西暦)	
-----------------	--

本年度末							
前期末残高 ※認可を受けた年度には記載なし		取崩額(合計値)		取崩額のうち資産取得分以外	積立額		今期末残高
	円		円	0 円	0 円	0 円	0 円
各資金の明細		実施時期(年度)	所要額	取崩額(個別) ※認可を受けた年度には記載なし		備考	
A(5周年事業)	費用		円		円		
B(施設改修)	資産		円		円		
C(学術集会)	費用		円		円		
			円		円		

3. 公益充実資金と公益信託事務割合、使途不特定財産上限との関連値

公益信託事務割合及び使途不特定財産上限との関係で、公益充実資金における必要な値を確認します。

各資金の明細	積立内訳(算定値、公益実施費用額に算入)	取崩内訳(公益実施費用額から控除) ※認可を受けた年度には記載なし
	円	
	円	
	円	
	円	
合計	0 円	0 円

4. 公益充実資金の個別明細

費用											
特定の事務又は資産取得等の名称	A(5周年事業)										
当該公益充実活動等の内容 ※直近数年以内ではない将来に向けた積立ての場合、その詳細を記載											
計画期間(目的設定～実施)	西暦		年		月	～		年		月	月数 (0 月)
所要額の算定根拠											

資産											
特定の事務又は資産取得等の名称	B(施設改修)										
当該公益充実活動等の内容 ※直近数年以内ではない将来に向けた積立ての場合、その詳細を記載											
計画期間(目的設定～実施)	西暦		年		月	～		年		月	月数 (0 月)
所要額の算定根拠											

費用											
特定の事務又は資産取得等の名称	C(学術集会)										
当該公益充実活動等の内容 ※直近数年以内ではない将来に向けた積立ての場合、その詳細を記載											
計画期間(目的設定～実施)	西暦		年		月	～		年		月	月数 (0 月)
所要額の算定根拠											

公益信託規則第24条等(公益信託法第8条第9号に適合することを説明した書類)

【別表B(1)(公益事務割合の算定総括表)】

(公益信託法第8条第9号に定められた公益事務割合について審査します。)

公益事務割合 の 算 定			
公益事務実施費用額(12欄より)		1	円
公益事務実施費用額+公益信託管理費用額 (12、30欄の合計)		2	円
公益事務割合(1欄÷2欄)		3	%

公益事務実施費用額 の 計 算			
公益事務実施に係る事務費の額		4	円
調 整 額	土地の使用に係る費用額※	5	円
	融資に係る費用額※	6	円
	無償の役務の提供等に係る費用額※	7	円
	公益充実資金積立額	8	円
	公益充実資金取崩額 (公益目的保有財産の取得又は改良に充てた額を除く)	9	円
	引当金の取崩額	10	円
	財産の譲渡損等	11	円
公益事務実施費用額(4欄～11欄 合計額)		12	円

公益信託管理費用額 の 計 算			
管理費の額		13	円
調 整 額	土地の使用に係る費用額※	14	円
	融資に係る費用額※	15	円
	無償の役務の提供等に係る費用額※	16	円
	公益充実資金積立額	17	円
	公益充実資金取崩額 (公益目的保有財産の取得又は改良に充てた額を除く)	18	円
	引当金の取崩額	19	円
	財産の譲渡損等	20	円
管理運営費用額(13欄～20欄 合計額)		21	円

※…これらは調整額として算入するか否かが任意であり、一度参入とした場合には原則それ以降の信託事務年度においても算入すること。

【別表B(2) 土地の使用に係る費用額の算定】

（公益信託法第8条第9号に定められた公益事務割合の計算に必要な、土地の使用に係る費用額の算定に用います。
該当する土地が複数ある場合は、各種数値を記載する項目については全ての土地の合計値で記載してください）

土地の所在地 (複数ある場合は全て記載)	1				
面積	2	㎡	帳簿価額	3	円
1年度間の土地賃料相当額	4	円	土地の使用に当たり負担した 費用額(固定資産税額等)	5	円
			事業費に算入すべきみなし費用額合計 (4欄－5欄)	6	0 円
土地の賃料相当額 (4欄)の算定根拠	7				
		詳細資料の有無			
土地の使用に当たり負担した費 用額(5欄)の内容と算定根拠	8				
		詳細資料の有無			
9. 算入対象となる公益信託事務における土地使用方法、配賦額					
公益信託事務の内容及び土地使用方法				配賦額	
					円
					円
土地の賃料相当額の配賦計算 内訳	10				
		詳細資料の有無			

【別表B(3)融資に係る費用額の算定】

(公益信託法第8条第9号に定められた公益目的事業比率の計算に必要な、融資に係る費用額の計算に用います。)

公益信託事務の内容	1			
貸付の内容	2			
貸付利率	3			
借入れをして調達した場合の利率	4			
費用額に算入する額(6欄)の算定根拠	5			
		詳細資料の有無		
費用額に算入する額	6	円		

公益信託規則第24条等(公益信託法第8条第9号に適合することを説明した書類)

【別表B(4)無償の役務の提供等に係る費用額の算定】

(公益信託法第8条第9号に定められた公益事務割合の計算に必要な、無償の役務提供等に係る費用額の算定に用います。
該当する役務提供があれば、それら全てについて記載してください。)

役務提供等の名称	1				
役務提供等の内容	2				
役務提供等を受ける場所	3				
役務の提供があった事実を証する方法	4				
必要対価の額(役務提供の対価額)	5	円	支払対価の額(役務提供に対し実際に支払う額)	6	円
費用額に算入する総額(5欄－6欄)	7	0 円			
必要対価の額(5欄)の算定根拠(役務提供の延べ日数や、延べ人数、単価等の算定根拠を、詳しく記載してください。)	8				
		詳細情報の有無			
支払対価の額(6欄)の内容と算定根拠	9				
		詳細情報の有無			
10. 算入対象となる事業と配賦額					
公益信託事務の実施に対し、この役務の提供等が不可欠である理由を説明してください。				配賦額	
				円	
				円	
各事業の費用額への配賦(10欄)計算内訳	11				
		詳細情報の有無			

【別表B(5)(公益事務割合に係る計算表)】

各会計区分別に経常費用の形態別分類別(中科目別)の費用額を記載してください。

各公益信託事務別(公1、公2)や科目を細分化した記載も構いません。

なお、配賦の判断が困難であるような費用については、全額管理費計上することが出来ます。

(単位:円)

	事業費	管理費	合計	配賦基準
受託者の信託報酬/信託管理人報酬			0	配賦基準:
旅費交通費			0	配賦基準:
会場貸借料			0	配賦基準:
通信運搬費			0	配賦基準:
減価償却費			0	配賦基準:
消耗品費			0	配賦基準:
光熱水料費			0	配賦基準:
賃借料			0	配賦基準:
支払助成金			0	配賦基準:
委託費			0	配賦基準:
雑費			0	配賦基準:
合計	0	0	0	

公益信託規則第34条等（公益信託法第8条第10号等に適合することを説明した書類）

【別表C(1)（使途不特定財産額の保有制限の判定）】

この様式では、使途不特定財産額が、使途不特定財産額の保有上限額を超えていないことを確認します。
使途不特定財産額は、以下の計算により算定します。

使途不特定財産額＝総資産－（負債＋（控除対象財産の額－控除対象財産の対応負債額※）－予備財産額

※対応負債の額とは、控除対象財産に直接対応する負債の額とその他の負債のうち控除対象財産に按分された負債の合計額です。
なお、控除対象財産から対応負債の額を控除するのは、借入金等によって資産を取得している場合には、負債が二重で減算される
ことになってしまうためです。

1. 使途不特定財産額の計算に必要な数値の作成（下記3. 及び4. に必要な数値を作成します。）

資産の部			負債の部		
控除対象財産の額 (C(2)控除対象財産の額(A～Fの合計)から転記)	1	円	控除対象財産に直接対応する負債の額	5	円
流動資産(控除対象財産以外)の額	2	円	流動資産(控除対象財産以外)に直接対応する負債の額	6	円
固定資産(控除対象財産以外)の額	3	円	固定資産(控除対象財産以外)に直接対応する負債の額	7	円
			引当金勘定の合計額	8	円
			その他負債(各資産に直接対応しない負債)の額	9	円
			負債の合計額	10	円
純資産の部			負債の部及び純資産の部合計		
指定純資産の額	11	円		13	円
一般純資産の額	12	円			
資産計	4	円			

2. 使途不特定財産額の保有上限額（＝公益信託事務の実施に要した費用の額に準ずる額）の計算

信託事務年度(過去5年間)	公益信託事務の実施に要した 費用の額に準ずる額	14 保有上限額
～	円	基本(過去5年間の平均値)
～	円	当該信託事務年度の値
～	円	前信託事務年度の値
～	円	(当該信託事務年度又は前信託事務年度を選択する場合理由を記載)
～	円	

(当該信託事務年度における公益信託事務の実施に要した費用の額に準ずる額)

当該信託事務年度	円	19 合計費用額から控除する引当金の取崩額
損益計算書上の合計費用(一般純資産及び指定純資産に係るもの)の額	15 円	19 円
商品等の原価を予め費用計上していない場合のみ 商品等譲渡に係る原価相当額	16 円	20 円
公益充実資金の積立額(上限あり) (A(5)-1 4表合計から転記)	17 円	21 円
計	18 円	22 円

3. 使途不特定財産額の計算

資産 4欄	23 円	26 円
負債 10欄	24 円	27 円
一般法人法 第131条の基金 11欄	25 円	28 円
		29 円

4. 控除対象財産に対応負債の額の計算（次の2つの方法のうちいずれかをリストから選択してください。）

公益信託規則第36条第6項の方法			公益信託規則第36条第7項の方法		
控除対象財産の額 1欄	31 円	円	控除対象財産の額 1欄	31 円	円
控除対象財産に直接対応する負債の額 5欄	32 円	円			
指定純資産の額 12欄	33 円	円	指定純資産の額 12欄	33 円	円
31欄-32欄-33欄	34 円	円	31欄-33欄	34 円	円
引当金勘定の合計額 8欄	35 円	円	引当金勘定の合計額 8欄	35 円	円
各資産に直接対応する負債の額 5欄+6欄+7欄	36 円	円			
その他負債の額 9欄(10欄-35欄-36欄と同額)	37 円	円	その他負債の額 10欄-35欄	37 円	円
一般純資産の額	38 円	円	一般純資産の額	38 円	円
対応負債の額 32欄+34欄×37欄/(37欄+38欄)	39 円	円	対応負債の額 34欄×37欄/(37欄+38欄)	39 円	円

【判定結果】

使途不特定財産額の保有上限額 15欄	40 円
使途不特定財産額 30欄	41 円
使途不特定財産額の保有上限額の超過の有無	42

<欄外>公益信託事務年度が1年でない場合の第40欄の記入欄

使途不特定財産額の保有上限額	40 円
----------------	------

【別表C(2)(控除対象財産)】

1. 公益目的保有財産(継続して公益信託事務の用に供する財産)

番号	財産の名称	場所	財産の使用状況 (概要、使用面積、使用状況等)	帳簿価額					取得時期	公益充実資金の取り崩し又は 剰余額の解消策に充てた額の 管理(※)
		面積、構造、物量等		前期末	当期減少額	当期増加額	評価差額	期末		
				円	円	円	円	円		
				円	円	円	円	円		
計(A)				円	円	円	円	円		

(※) 公益目的保有財産のうち、公益充実資金の取り崩し又は中期的収支均衡における解消策として取得したものがある場合には、公益充実資金の取り崩し又は解消額とした額を明らかにする必要があります。

2. 公益充実資金(Aシートから転記)

帳簿価額				
前期末	取崩額	積立額	評価差額	期末(C)
円	円	円	円	円

3. 指定寄附資金(交付者の定めた使途に充てるために保有している財産)

番号	資金の名称	交付者の定めた使途	帳簿価額				
			前期末	当期減少額	当期増加額	評価差額	期末
			円	円	円	円	円
			円	円	円	円	円
計(F)			円	円	円	円	円

控除対象財産の額(A～Fの合計)	前期末	期末
	円	円

<参考値>

公益事務の1から3の財産の合計額	期末
	円

【別表C(3)(公益信託事務継続予備財産)】

公益信託事務継続予備財産を保有する場合には、以下の事項について記載ください。

①保有の必要性		公益信託事務継続予備財産を保有する必要性を記載ください。以下の i ～ iv の観点からの説明が考えられます。 i 公益信託の事務内容、ii 信託財産及び収支の状況、iii 災害その他の予見し難い事由の発生により想定される公益信託事務の継続が困難となる事態、iv 不測の事態に備えた平時の取組			
②限度額		円	上記①の必要性に基づき必要となる金額とその理由・根拠を記載ください。		
③公益信託事務継続予備財産		使途不特定財産額から控除される予備財産額は、「上記②限度額」又は「使途の定まっていない公益信託財産(対応する負債を除く)の額」のいずれも超えることはできません。			
②限度額	使途の定まっていない公益信託財産(対応する負債を除く)の額(※)			公益信託事務継続予備財産	
円	円		⇒	円	

(※)使途の定まっていない公益信託財産(対応する負債を除く)の額＝当該信託事務年度の資産額－負債額－控除対象財産(対応する負債を除く)の額で算定

当該信託事務年度の資産額	1	円
当該信託事務年度の負債額	2	円
控除対象財産額	3	円
控除対象財産の対応負債の額 ※公益信託規則第36条第6項の方法(個別対応方式)か 同条第7項(簡便方式)のいずれかの方法を選択	4	円

選択 (公益信託規則第36条第6項の方法/公益信託規則第36条第7項の方法)

公益信託規則第36条第6項の方法(個別対応方式)		
控除対象財産の額 3欄	5	円
控除対象財産に直接対応する負債の額 (C(1)5欄)	6	円
指定純資産の額	7	円
5欄-6欄-7欄	8	円
引当金勘定の合計額	9	円
各資産に直接対応する負債の額 (C(1)5欄+6欄+7欄)	10	円
その他負債の額 2欄-9欄-10欄	11	円
一般純資産の額	12	円
対応負債の額 6欄+8欄×11欄/(11欄+12欄)	13	円

公益信託規則第36条第7項の方法(簡便方式)		
控除対象財産の額 3欄	5	円
指定純資産の額	7	円
5欄-7欄	8	円
引当金勘定の合計額	9	円
その他負債の額 2欄-9欄	11	円
一般純資産の額	12	円
対応負債の額 8欄×11欄/(11欄+12欄)	13	円

信託事 務年度	自		公益信託 コード	
	至		公益信託の 名称	

受託者等名簿
(公益信託法第20条第2項第2号等 関係)

1. 受託者

フリガナ	住所又は主たる事務所の所在地		
氏名又は名称	郵便番号	都道府県	市区町村・丁番地等

2. 信託管理人

フリガナ	住所又は主たる事務所の所在地		
氏名又は名称	郵便番号	都道府県	市区町村・丁番地等

3. 備考

--